

2009年5月11日

北島信一特命全権・在ジュネーブ国連日本政府代表部大使閣下

拝啓

国連拷問禁止委員会の最終見解に関するフォローアップ（継続項目）に対する報告者の権限として、私は2007年5月16日と18日に開催された第38会期（CAT/C/SR,778 及び CAT/C/SR,779）における当委員会の第1回日本政府報告書（CAT/C/JPN/CO/1）の審査に関して、現在までの議論の数例を示し、フォローアップの手続きとして幾つかの点の更なる報告を要求する。

会期の最終日において、当委員会の最終見解（CAT/C/JPN/CO/1）は採択され、貴政府代表部に伝えられた。最終見解の paragraph 31 において、当委員会は、手続きの規定に従い、paragraph 14, 15, 16、そして24により当委員会で認定された特定の懸念項目分野に関して、更なる報告を提供するよう日本政府に要求した。今日、私は2008年5月29日付けの日本政府報告（CAT/C/JPN/CO/1/Add.1）に対してお礼を述べ、下記の事項に関して一層の説明を要求するのである。

paragraph 14

ノン・ルフールマン原則（追放及び送還の禁止）に関する paragraph 14 の勧告について、当委員会は、1951年の難民条約第33条の条項と保護規定が日本の国内法に取り入れられたことを記すことが出来嬉しい。しかしながら、拷問禁止条約第3条の保護規定は、難民条約第33条の規定より実際は広範囲である。難民条約第33条は、人種や国籍、特定の社会団体の会員、あるいは政治信条を理由として、生命や自由が脅かされる国への個人の追放・送還を禁じている。しかし、拷問禁止条約第3条は、このような理由による取扱いに関係なく、迫害が予想される状態の国への如何なる追放・送還を禁止している。当委員会は、国内法が拷問禁止条約第3条に規定されている、迫害の危険性のある国への庇護申請者の強制退去を明確に禁止していないことに、懸念を抱いている。当委員会は、庇護申請者が迫害の危険性のある国に送還されないことを確認するため、国内法に拷問禁止条約第3条を取り込むために日本政府が講じた、あるいは予定している措置に関する報告をしてもらいたい。

当委員会は、刑事施設視察委員会に対する賛否や第三者取扱い監視システムの創設を考慮しながら、この刑事施設視察委員会の運営状況に関する報告を集約する締約国の決断を歓迎する。我々は、日本政府が入国管理施設での対応に対する申し立てを検討する独立機関を設立するよう勧告を繰り返しており、また、我々の見解が現在進行している上記の過程の中で考慮されるよう希望する。当委員会は、集約した情報の最新の状況や刑事施設視察委員会に関する賛否の検討、そしてこの件に関して結論が出たのかどうか、提示していただければ有難い。

庇護を拒否された申請者や庇護を検討中の申請者に対する拘留の期間に関する当委員会の懸念について、2008年度の庇護申請者の拘留期間、年齢別、性別、国籍別、そして拘留場所に関する統計的な情報を当委員会に提供してください。また、年齢や健康状態、そして他の人道的理由により、貴回答の paragraph 15 に記述されているように、送還命令が未決定にもかかわらず一時的に釈放された2007年と2008年の庇護申請者の人数についての情報を我々に提供していただきたい。

パラグラフ 15

パラグラフ 15 (a) の勧告に関して、当委員会として、取調べと刑務官の役割を明確に区別する新たに成立した原則や、刑務官は取り調べに係わらず、またその逆の場合も規定する 2007 年 6 月に発効した刑事収容施設法が保証することを記すことは喜ばしいことである。また、当委員会は拘留施設視察委員会の創設を歓迎する。しかしながら、我々は、被疑者が保釈の可能性もなく最長 23 日間も警察の留置場に拘留されうることには深い懸念を有している。これらの被拘留者が特に取り調べ中における弁護士への接見や、事件に関係する警察調書の閲覧に関する情報を当委員会に提供してください。弁護士の立会いを認めていない長期の取調べの拘留は、自白の確保を目的とするため規約の違反を生じさせ、長期で虐待的な取り調べ方式の危険を増大させる。当委員会は、留置場に拘留される被拘留者の日数を減らし、すべての被疑者が弁護士と速やかに妨害なく接見できるような明確な方法等の保護手段を講じるよう、締約国に対し繰り返し述べている。

貴回答のパラグラフ 29 にある日本政府より出された防声具の使用を認める主張にもかかわらず、当委員会は、状況によっては規約違反となりうる刑事施設内での防声具の使用を禁止するよう、繰り返し勧告している。ダイヨウカンゴク（代用監獄）のシステムを、当委員会による今回を含むこれまで勧告に沿うよう、日本政府の現在とこれから予定している今後の措置についての報告を当委員会に行ってください。

パラグラフ 16

パラグラフ 16 の取り調べの規定と方法についての勧告に関して、当委員会は、自白や留置場あるいは代用監獄での被疑者の取り調べ時間に対する曖昧な制限、取り調べの際における弁護士の排除、そして取り調べにおけるビデオ機器の部分的または恣意的な使用等に基づく高い有罪率に、懸念を抱いている。特に取り調べ時間や、すべての取り調べに対してビデオ録画のような系統的な監視システムに、厳しい規定を実施することは難しいと締約国が表明したことに対し、当委員会は失望を抱いている。被疑者の取り調べは規約に沿っていると確認できる、締約国が取った代替措置に関する情報を提供してください。当委員会は、刑事訴訟法第 319 条 1 項に規定されている拷問あるいは虐待から得られた不当な自白や、その実例に関する更なる情報を期待します。さらに、取調べ中の虐待の疑いや自白を得るための拷問の使用に基づく申立ての件数や、これらの事例で裁判となった件数や判決の結果を、刑罰の種類や被害者に対する賠償があれば、それらと共に当委員会に報告してください。

パラグラフ 24

最後にパラグラフ 24 の勧告に関して、当委員会は、引き続き虐待や再度のトラウマを促す性的虐待を第二次世界大戦に受けた被害者に対する責任者の訴追や、彼女らに対する適切な名誉回復をいまだに行っていないことを検討するよう、繰り返し申し上げたい。これは締約国の行動が拷問条約上の義務に一致していないことを如実に示している。第二次世界大戦中の性奴隷に対する加害者を訴追するため、締約国の取った方策の情報を当委員会に示してください。また、大戦中に虐待を受けたすべての生存者に対して公的な賠償を行う、日本政府による効果的な立法措置や行政措置に関する情報や、性的そして性差に基づく暴力の問題について学生や国民に伝える（特に中高生の歴史の教科書を通して）措置についての情報を提供いただければありがたい。当委員会は、戦時中に性的虐待を受けた被害者の名誉を貶め、あるいは事実を否定する如何なる行為を公的に反駁し、罰することを日本政府に要求します。

当委員会は、拷問条約の実施に関して日本政府と始まった建設的な会話を続け、これに関連して当委員会の継続（フォローアップ）質問に対する説明やより多くの情報を得られることを期待します。

敬具

フェリス・ガエル

拷問禁止委員会による最終勧告のフォローアップに対する報告者